

保存期間		常 1 年	保存期間満了後の措置		廃棄	分類記号	G 0 1 0 1 0 0		引継ぎ
健 研 建 登 第 号					処 理 経 過	施 行	年 月 日		
浄 書	浄書照合	公印照合・押印	回付・施行上の注意	決 定		年 月 日			
				起 案		年 月 日			
				収 受		年 月 日			
あて先					発信者名	知 事		発 送	
課	決 定 権 者 (課 長)	審 査 (文書取扱主任)	審 議 (課長代理)	起案	健康安全研究センター		起 案 者		
	広 域 監 視 部								
	建 築 物 監 視 指 導 課								
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。									

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

郵便番号

住 所

申 請 者

氏 名

電 話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建 築 物 空 気 環 境 測 定 業 登 録 申 請 書

下記のとおり建築物空気環境測定業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

記

1 営業所の名称 電 話 ()

2 営業所の所在地 郵便番号

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類

- (1) 空気環境測定実施者の資格を証する書類
- (2) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他設備の維持管理の方法を記載した書面
- (3) 法人の場合は登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新 ・ 再 の 区 分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登録簿	
				収受簿		通 知 送 付	

空気環境測定実施者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 空気環境測定技術講習会修了者		番 号			照 合	
			取得年月日	. .			
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照 合	空再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		空再第 号			

氏名				生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 空気環境測定技術講習会修了者		番 号			照 合	
			取得年月日	. .			
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照 合	空再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		空再第 号			

氏名				生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 空気環境測定技術講習会修了者		番 号			照 合	
			取得年月日	. .			
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照 合	空再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		空再第 号			

氏名				生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気環境測定実施者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 空気環境測定技術講習会修了者		番 号			照 合	
			取得年月日	. .			
直近の講習記録	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照 合	空再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		空再第 号			

機械器具等設備の概要

機械器具名		名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
一酸化炭素測定器				
二酸化炭素測定器				
温湿度計				
風速計				
その他の	測定用台車			
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		

営 業 所		営 業 所	
名 称		所 在 地	

登録を受けている他事業の登録番号

東京都第 号	東京都第 号	東京都第 号
東京都第 号	東京都第 号	東京都第 号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分

营 业 所 名 称	营 业 所 所 在 地
--------------	----------------

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順			

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
苦情及び緊急の連絡に対する体制